

告 示

埼玉県告示第千三百十号

測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

三 作業地域

深谷市後榛沢地内ほか

四 作業期間

令和六年十二月一日から令和七年三月二十八日まで